

佐賀市立図書館雑誌スポンサー制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市立図書館本館（以下「図書館」という。）の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図るため、雑誌スポンサー制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という。）を希望するものは、雑誌の購入代金を負担し図書館に寄贈することで、寄贈した雑誌の最新号のカバー表面にスポンサー名を、裏面にスポンサーの広告を掲載することができる。

(スポンサーの対象)

第3条 スポンサーは、企業、商店、組織・団体等を対象とし、個人は対象外とする。

(雑誌の選定)

第4条 スポンサーは、図書館が自館で所蔵している雑誌から抽出し作成した「雑誌スポンサー制度 対象雑誌リスト」の中から、広告掲載を希望する雑誌を選定するものとする。

(スポンサーの広告掲載期間)

第5条 スポンサーの広告掲載期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、更新は妨げない。

2 この期間中において、新たにスポンサーの申込みがあった場合は、随時の受付として扱うものとする。なお、その場合の広告掲載期間は当該年度の3月末までとする。

(広告の企画、表示方法)

第6条 提供雑誌のカバー表面の広告は、スポンサー名等の表示とする。

(1)表示の大きさ 縦3センチメートル、横10センチメートル以内

(2)貼り付け位置 カバー底辺から4センチメートル上部中央付近

2 裏面の広告は、片面印刷とし、当該提供雑誌サイズ以下とする。また、広告はスポンサーが必要枚数作成する。

3 裏面の広告の内容は、四半期毎に変更することができるものとする。

4 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(スポンサーの募集)

第7条 スポンサーの募集は、図書館ホームページや広報紙等により行うものとする。

(スポンサーの申込み)

第8条 スポンサーは、佐賀市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に掲載しようとする完成した広告原稿を添えて、提出しなければならない。

(審査機関)

第9条 前条の規定により提出された申込書等の可否等について審査するため、佐賀市立図書館雑誌スポンサー制度審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員を持って組織し、それぞれに掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 図書館長

(2) 委員 図書館副館長、庶務係長、サービス1係長、サービス2係長及び委員長が指名する職員

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、図書館副館長がその職務を代理する。

4 委員会の庶務は図書館庶務係が行う。

(スポンサーの決定等)

第10条 図書館長は、前8条の規定により申込みがあった場合は、当該広告が佐賀市広告掲載取扱要綱(平成23年9月1日施行、以下「取扱要綱」という。)第3条第2項各号及び佐賀市広告掲載基準(平成23年9月1日施行、以下「掲載基準」という。)第3項各号に該当しないかどうかを委員会に諮り、スポンサーを決定するものとする。

2 前項にかかわらず、取扱要綱第3条第2項各号及び掲載基準第3項各号に該当しないと認められた広告で、スポンサーが重複する場合にあっては、図書館長が抽選によりスポンサーを決定するものとする。

3 図書館長は、前2項の決定した内容を、佐賀市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(雑誌の広告掲載の取消)

第11条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該雑誌の広告掲載を取り消すことができる。

(1) スポンサーから広告掲載の辞退の申し出があったとき

(2) その他図書館長が広告の掲載に支障があると認めるとき

(広告掲載に伴う責任等)

第12条 掲載した広告の内容等に係る責任は、当該雑誌のスポンサーが負うものとする。

2 図書館長は、スポンサーの責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合、損害賠償の請求をすることができる

(協議)

第13条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの要領に定めがない事項については、図書館長とスポンサー双方が協議のうえ、決定するものとする。

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。